

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

福島県立原町高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示された人数（本校推薦枠：3名(既卒者を含む)）の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。（なお、社会的養護を必要とする生徒等（注）については、推薦枠の範囲外で推薦することも可能である。）

（１）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学目的、希望する進学先、及び将来への展望が明確である
- ② 校則を遵守し、原町高校の生徒としてふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校生活において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

なお、以上の基準に該当するかどうか判断するため、選考の過程で申込希望者を対象にレポート提出や面談（面接）を課すものとする

（２）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること

- ① 以下のいずれかに該当する

ア：調査書における学校成績概評が「A（評定平均値 4.2 以上）」に該当する
イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

- ② 以下のア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ(i)か(ii)のいずれかに該当する

ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
(i)：調査書における学校成績概評が概ね「B（評定平均値 3.5 以上）」に該当する
(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

(4) 社会的養護を必要とする生徒等の推薦基準について

① 学力及び資質について

以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

② 家計について

当該生徒が、以下（注）の施設等に入所（生徒等が 18 歳時点で入所等していた、またはしていることが見込まれること）しており、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた、又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に来てする事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）

推薦基準についての不明な点は下記担当者まで

教務部 奨学金事務担当

TEL : 0244-23-6196